

# 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 22 日 (火) 第3197号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い)	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (3件)	(障害福祉課取扱い)	3
○漁船保険付保義務発生	(水産振興課取扱い)	4
○県営土地改良事業の計画の決定 (3件)	(農地整備課取扱い)	4
○県営土地改良事業の工事の完了 (16件)	(農地整備課取扱い)	5
○基本測量の終了 (2件)	(監理課取扱い)	7
○公共測量の終了	(監理課取扱い)	7
○道路の区域の変更 (2件)	(道路維持課取扱い)	7
○道路の供用の開始 (2件)	(道路維持課取扱い)	7
○自動車専用道路の指定 (2件)	(道路維持課取扱い)	8
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(港湾空港課取扱い)	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	(始良・伊佐地域振興局取扱い)	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (3件)	(始良・伊佐地域振興局取扱い)	10
	(大島支庁取扱い)	11
<b>公 告</b>		
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い)	11
<b>公 安 委 員 会 告 示</b>		
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い)	11
<b>公 安 委 員 会 公 告</b>		
○平成28年度技能検定員審査等公告	(免許試験課取扱い)	12

## 告 示

### 鹿児島県告示第290号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
日置市吹上町永吉字萩原9862番1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーセンター一長生園	薩摩川内市大小路町51番3号	医療法人同潤会	鹿児島市薬師二丁目3番20号	永井 俊治	平成28年3月31日	訪問介護
ヘルパーステーションほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136番地	特定非営利活動法人かけろまホットネット	大島郡瀬戸内町渡連136番地	渡邊 照代	平成28年3月31日	訪問介護
企業組合労協センター事業団出水地域福祉事業所デイサービスさくらんぼ	出水市高尾野町大久保555-2	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋I S P タマビル	藤田 徹	平成28年3月31日	通所介護
通所介護事業所しあわせ通りらぶ	始良市加治木町反土2156番5号	株式会社JOY	鹿児島市大黒町1番3号	高田 和美	平成28年3月31日	通所介護
デイサービスセンター現和苑	西之表市現和5944-21	社会福祉法人百合砂	西之表市西之表6087番地	田上 容祥	平成28年3月31日	通所介護
デイサービス神田ステーション	薩摩川内市東開町3番1号	社会福祉法人ひまわり会	薩摩川内市宮里町3048番地9	若松 郁子	平成28年3月31日	通所介護
老人デイサービスセンターこしき園	薩摩川内市上甕町中甕1236番地	社会福祉法人敬愛会	薩摩川内市上甕町中甕1236番地	村永 艶子	平成28年3月31日	通所介護
通所介護事業所駅前の家	霧島市隼人町東郷一丁目219-2	社会福祉法人豊生会	霧島市隼人町松永895-3	熊丸日出生	平成28年3月31日	通所介護
晶貴会高井田通所介護事業所	始良市加治木町木田4872番地2	社会福祉法人晶貴会	始良市加治木町木田4700番地	日高 晶子	平成28年3月31日	通所介護
デイサービスセンターほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136番地	特定非営利活動法人かけろまホットネット	大島郡瀬戸内町渡連136番地	渡邊 照代	平成28年3月31日	通所介護

## 鹿児島県告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーセンター一長生園	薩摩川内市大小路町51番3号	医療法人同潤会	鹿児島市薬師二丁目3番20号	永井 俊治	平成28年3月31日	介護予防訪問介護
ヘルパーステーションほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136番地	特定非営利活動法人かけろまホットネット	大島郡瀬戸内町渡連136番地	渡邊 照代	平成28年3月31日	介護予防訪問介護
企業組合労協センター事業団出水地域福祉事業所デイサービスさくらんぼ	出水市高尾野町大久保555-2	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋I S P タマビル	藤田 徹	平成28年3月31日	介護予防通所介護
通所介護事業所しあわせ通りらぶ	始良市加治木町反土2156番5号	株式会社J O Y	鹿児島市大黒町1番3号	高田 和美	平成28年3月31日	介護予防通所介護
デイサービスセンター現和苑	西之表市現和5944-21	社会福祉法人百合砂	西之表市西之表6087番地	田上 容祥	平成28年3月31日	介護予防通所介護
デイサービス神田ステーション	薩摩川内市東開聞町3番1号	社会福祉法人ひまわり会	薩摩川内市宮里町3048番地9	若松 郁子	平成28年3月31日	介護予防通所介護
老人デイサービスセンターこしき園	薩摩川内市上甌町中甌1236番地	社会福祉法人敬愛会	薩摩川内市上甌町中甌1236番地	村永 艶子	平成28年3月31日	介護予防通所介護
通所介護事業所駅前の家	霧島市隼人町東郷一丁目219-2	社会福祉法人豊生会	霧島市隼人町松永895-3	熊丸日出生	平成28年3月31日	介護予防通所介護
晶貴会高井田通所介護事業所	始良市加治木町木田4872番地2	社会福祉法人晶貴会	始良市加治木町木田4700番地	日高 晶子	平成28年3月31日	介護予防通所介護
デイサービスセンターほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136番地	特定非営利活動法人かけろまホットネット	大島郡瀬戸内町渡連136番地	渡邊 照代	平成28年3月31日	介護予防通所介護

## 鹿児島県告示第293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
くにみ薬局加治木店	始良市加治木町反土1402番地2第2コバヤシビル101号	平成28年1月9日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院 又は 診療所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
医療法人同潤会永井病院	薩摩川内市大小路町21番5号	平成28年 4月7日	精神通院医療

**鹿児島県告示第295号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
平松薬局	奄美市名瀬平松町268番	平成28年 4月15日	精神通院医療

**鹿児島県告示第296号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、上甌加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第297号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（土層改良）野間西部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 23 日から同年 4 月 19 日まで
- 3 縦覧場所  
中種子町役場農地整備課

**鹿児島県告示第298号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備、区画整理、農道整備及び土層改良）第一南部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 23 日から同年 4 月 19 日まで
- 3 縦覧場所

天城町役場農地整備課

### 鹿児島県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備及び土層改良）糸木名地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 23 日から同年 4 月 19 日まで
- 3 縦覧場所  
伊仙町役場耕地課

### 鹿児島県告示第300号

土地改良事業県営農地防災（農村災害対策整備事業）（旧：中山間地域総合農地防災）（農用地保全及び暗渠排水）山田地区の工事は，平成26年 3 月 25 日に完了した。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第301号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（農業用排水施設整備）曾於東部地区の工事は，平成25年 3 月 21 日に完了した。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第302号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（農道整備）曾於東部地区の工事は，平成23年12月 7 日に完了した。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第303号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（農用地保全）曾於東部地区の工事は，平成22年 3 月 29 日に完了した。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第304号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（土層改良）曾於東部地区の工事は，平成24年 3 月 22 日に完了した。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第305号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（区画整理）曾於東部地区第2－1換地区の工事は，平成11年 3 月 24 日に完了した。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第306号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（区画整理）  
曾於東部地区第4－1換地区の工事は、平成14年3月2日に完了した。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第307号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（区画整理）  
曾於東部地区第5－1換地区の工事は、平成12年9月2日に完了した。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第308号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（区画整理）  
曾於東部地区第5－2換地区の工事は、平成17年12月28日に完了した。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第309号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（区画整理）  
曾於東部地区第6換地区の工事は、平成11年3月20日に完了した。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第310号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（区画整理）  
曾於東部地区第7換地区の工事は、平成10年3月14日に完了した。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第311号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（区画整理）  
曾於東部地区第8－2換地区の工事は、平成11年3月17日に完了した。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第312号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（区画整理）  
曾於東部地区第8－3換地区の工事は、平成11年3月17日に完了した。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第313号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（区画整理）  
曾於東部地区第9－1換地区の工事は、平成11年3月17日に完了した。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第314号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（区画整理）曾於東部地区第10－1 換地区の工事は、平成11年 3 月 24 日に完了した。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第315号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（旧：畑地帯総合土地改良）（区画整理）曾於東部地区第10－3 換地区の工事は、平成11年 3 月 6 日に完了した。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第316号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2 項の規定により、国土地理院長から平成27年 6 月 9 日鹿児島県告示第566号で告示した基本測量の実施は、平成28年 1 月 15 日終了した旨の通知があった。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第317号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2 項の規定により、国土地理院長から平成27年10 月 23 日鹿児島県告示第935号で告示した基本測量の実施は、平成27年12月25日終了した旨の通知があった。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第318号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2 項の規定により、鹿児島市長から平成27年 9 月 4 日鹿児島県告示第822号で告示した公共測量の実施は、平成28 年 3 月 9 日終了した旨の通知があった。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第319号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年 3 月 22 日から2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字油井字親田695番1 地先から同町大字久根津字蔵当原19番1 地先まで	前	5.8～69.0	1,415.5
			前	5.8～59.5	829.6
			後	5.8～69.0	1,415.5
			後	5.8～59.5	829.6

**鹿児島県告示第320号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字油井字親田695番1地先から同町大字久根津字藏当原19番1地先まで	平成28年 3月22日

### 鹿児島県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	瀬名和泊線	大島郡和泊町大字後蘭字眞佐屋612番13地先から同町大字内城字一増田606番1地先まで	前後	8.8~26.0	175.1
				11.5~26.0	175.1

### 鹿児島県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	瀬名和泊線	大島郡和泊町大字後蘭字眞佐屋612番13地先から同町大字内城字一増田606番1地先まで	平成28年 3月22日

### 鹿児島県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、指定する道路の部分を表示した図面は、平成28年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 路線名  
鹿児島川辺線
- 2 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日



南九州市川辺町野崎字馬場田4155番1地先から4234番1地先まで

平成28年3月22日

## 鹿児島県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、指定する道路の部分を表示した図面は、平成28年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 路線名  
 穎娃川辺線
- 2 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日
南九州市知覧町郡字轟15967番1地先から同市川辺町両添字宮田184番1地先まで	平成28年3月22日

## 鹿児島県告示第325号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成28年3月22日

黒之浜港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 しゅん功認可年月日  
 平成28年3月4日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 鹿児島県  
 鹿児島市鴨池新町10番1号  
 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 3 埋立区域

## (1) 位置

阿久根市脇本字黒濱9967番4の地先公有水面並びに同市脇本字黒濱9967番1から同市脇本字打越9971番3に至る間の土地に接する国有海浜地及び同地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑫の地点までを順次直線で結んだ線、⑫の地点から⑲の地点を結ぶ平成19年の春分の満潮位（C. D. L + 3.45メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑲の地点と⑳の地点を結んだ線、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ平成8年4月5日付け鹿児島県指令港第21号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L + 3.20メートルにより決定）及び㉒の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 黒之浜港南防波堤灯台（北緯32度05分28.35秒，東経130度10分27.84秒）から15度25分15秒262.86メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から94度13分22秒3.24メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から183度47分58秒2.60メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から94度03分46秒6.44メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から3度48分49秒2.60メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から94度22分22秒0.27メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から4度06分57秒0.33メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から93度48分07秒2.85メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から3度47分27秒90.05メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から274度23分46秒3.13メートルの地点

- ⑪の地点 ⑩の地点から 3 度41分56秒2.45メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から93度47分01秒51.03メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から169度05分47秒2.58メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から216度00分47秒1.59メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から165度16分16秒19.73メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から167度31分37秒10.42メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から178度53分22秒10.04メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から189度10分29秒30.13メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から191度59分56秒10.10メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から207度41分53秒10.94メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から215度23分46秒11.74メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から219度26分43秒12.31メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から229度32分56秒11.18メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から317度01分17秒6.17メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から227度01分17秒15.59メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から137度43分16秒4.86メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から227度50分55秒6.15メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から246度24分29秒3.92メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から226度46分10秒16.74メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から271度23分07秒15.75メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から 4 度27分51秒56.93メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から93度48分28秒5.41メートルの地点

(3) 面積

7,403.40平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成19年10月10日

指令港空第256号

6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

阿久根市

始良・伊佐地域振興局告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年 3 月 22 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 喜びの里	始良市加治木町 日木山2455番地 1	社会福祉法人と もしび会	始良市加治木町 日木山2455番地 1	崎元 哲郎	平成27年 12月18日	自立訓練 (生活訓練)

始良・伊佐地域振興局告示第 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 3 月 22 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
特定非営利活動 法人就労支援セ ンターつるまる	始良郡湧水町鶴 丸620番地1	特定非営利活動 法人就労支援セ ンターつるまる	始良郡湧水町鶴 丸622番地5	宮内 環	平成27年 11月1日	就労継続 支援A型

**始良・伊佐地域振興局告示第8号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 3 月 22 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
グループホーム ゆうかり	始良市加治木町 木田1256-2番 地	医療法人碩済会	始良市加治木町 本町307番地1	木本 恵子	平成28年 1月1日	共同生活 援助

**大島支庁告示第5号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 3 月 22 日

大島支庁長 本重人

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
グループホーム ライフ	大島郡徳之島町 亀徳3316-6	社会福祉法人南 恵会	大島郡天城町瀬 滝1006-1	吉留 康貴	平成28年 1月1日	短期入所

**公 告****開発行為に関する工事の完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
霧島市隼人町眞孝字新前田2720番及び2726番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
宮崎県北諸県郡三股町花見原3番地9  
株式会社エスプリ  
代表取締役 市来貞利

**公安委員会告示****鹿児島県公安委員会告示第31号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和

60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年3月22日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRデジハネビッグドリームSN	タイヨーエレック株式会社	6P0122
ぱちんこ遊技機	CRパトラッシュJ RED3	株式会社三共	6P0095
回胴式遊技機	モットオキフェス/DX-30	株式会社パイオニア	6S0008

## 公安委員会公告

平成28年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、平成28年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

平成28年3月22日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

### 1 前期審査の種類及び日時

#### (1) 教習指導員審査

##### ア 普通自動車免許

㍑ 筆記試験 平成28年5月9日（月）午前9時から

㍑ 技能試験 平成28年5月9日（月）午後1時から

㍑ 面接試験 平成28年5月10日（火）午前9時から

##### イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成28年5月9日（月）午前10時から

##### ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成28年6月6日（月），同月7日（火）及び同月8日（水）のそれぞれの日の午後1時から

#### (2) 技能検定員審査

##### ア 普通自動車免許

㍑ 筆記試験 平成28年5月16日（月）午前10時から

㍑ 技能試験 平成28年5月16日（月）午後1時から

㍑ 面接試験 平成28年5月17日（火）午前9時から

##### イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成28年5月16日（月）午前10時から

##### ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成28年6月13日（月），同月14日（火）及び同月15日（水）のそれぞれの日の午後1時から

### 2 後期審査の種類及び日時

#### (1) 教習指導員審査

##### ア 普通自動車免許

㍑ 筆記試験 平成28年10月17日（月）午前9時から

㍑ 技能試験 平成28年10月17日（月）午後1時から

㍑ 面接試験 平成28年10月18日（火）午前9時から

##### イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成28年10月17日（月）午前10時から

##### ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成28年11月21日（月）及び同月22日（火）のそれぞれの日の午後1時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

(㊦) 筆記試験 平成28年10月24日（月）午前10時から

(イ) 技能試験 平成28年10月24日（月）午後1時から

(ウ) 面接試験 平成28年10月25日（火）午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成28年10月24日（月）午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成28年11月24日（木），同月25日（金）及び同月28日（月）のそれぞれの日の午後1時から

3 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地）

4 審査の申請手続

(1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

(㊦) 審査の種類（普通自動車免許）

審査を受ける日の年齢が21歳以上で普通自動車に係る運転免許を有する者

(イ) 審査の種類（大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者で，大型自動二輪車免許にあっては，普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有しているもの

(ウ) 審査の種類（大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導員資格を有している者で，かつ，過去1年以内に，国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了しているもの

イ 技能検定員審査

(㊦) 審査の種類（普通自動車免許）

審査を受ける日の年齢が25歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

(イ) 審査の種類（大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者で，大型自動二輪車免許にあっては，普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有しているもの

(ウ) 審査の種類（大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で，かつ，過去1年以内に，国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了しているもの

ウ その他

一人の受審者につき，教習指導員審査を1種，技能検定員審査を1種の合計2種まで受審できるものとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し

エ 運転記録証明書（過去5年の交通違反等が記載されたもの）

オ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 普通自動車免許、普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者は、その免許に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

キ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の写し

ク 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の写し

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地 郵便番号 899-5421）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし、審査細目により金額が異なるため、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

5 前期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

平成28年4月6日（水）から同月20日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）

の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成28年4月20日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

平成28年4月22日（金）から同年5月6日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成28年5月6日の消印のあるものまで受け付ける。

6 後期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

平成28年9月6日（火）から同月20日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）

の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成28年9月20日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

平成28年9月21日（水）から同年10月14日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成28年10月14日の消印のあるものまで受け付ける。

7 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

8 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課

始良市東餅田3937番地（郵便番号 899-5421）

電話番号 0995-65-2295